



令和8年度ふれあい・いきいきサロン団体支援要領

～ふらっと気軽にほっとする空間を～

1 趣 旨

この要領は、「社会福祉法人白岡市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン団体活動要綱第6条第3号・4号」に基づき、サロン活動の増進のために行っている支援のうち、活動保険掛け金の助成並びに活動費助成についてまとめたものです。

2 財 源

助成の財源は、社会福祉法人白岡市社会福祉協議会に賛同、協力していただいた社協会員加入費（毎年7月を強化月間として募っています。）及び寄付金です。市内の社会福祉に関する事業活動を支援するために活用しています。

3 対 象

助成の対象となる団体は白岡市社会福祉協議会に登録をしたふれあい・いきいきサロン活動団体で次の要件を満たしているものとなります。

- (1) 活動保険掛金助成 ふれあい・いきいきサロン活動保険掛金助成申請書を提出した団体
- (2) 活動費助成 次のいずれの要件も満たしている、ふれあい・いきいきサロン活動費助成申請書を提出した団体

ア 活動の自主運営及び活動の継続性を図るため、必要経費に対する参加費等の徴収を行い、自主運営財源の確保を行っている団体

イ 助成を受けようとする活動経費について、購入した品物等が明記されているレシート（もしくは領収書）があるもの

4 支援内容（いずれも予算の範囲内とします）

(1) 活動保険掛金助成 年間活動に係る活動保険掛け金の全額助成

(2) 活動費助成 1回の活動にかかる次の経費の内、不足分を条件の範囲内で助成します。助成額の合計はより多くの団体を支援することができるよう、上限1万円以内とします。

ア 消耗品費…1回の活動につき1000円以内^{※3}

イ 会場賃借料…実費

ウ 講師に係る交通費…講師1人につき1300円以内^{※4}

エ 茶菓代(食材)…参加者1人につき100円以内^{※5}

※1…参加費の設定は、1人50円以上をお願いします。

※2…事前打ち合わせ等の場合は会場費のみ対象とします。ただし、自主財源の確保の為、参加費を設定して下さい。

※3…ゲーム景品代や記念用の写真現像代などは除いてください。

※4…講師についてはボランティアでの参加を原則とします。

※5…茶菓代の助成対象は、参加費を支払った人数となります。

※活動にかかる品物の購入にあたって、商品券等の金券を利用する場合は事前に担当までご相談ください。メルカリ等QRコード決済については、購入画面のコピーを添付してください。

※ポイントによる購入は助成対象となりません。

5 助成決定

3で説明した申請書をもって審査・決定し、その結果について団体の代表者へ連絡をします。

6 助成金の交付

- (1) 活動保険掛金助成 社会福祉協議会が加入手続き並びに掛金の納入を行います。
- (2) 活動費助成 助成決定通知書記載の日時に交付します。
※交付は原則として、毎月20日の午前10時から午後4時までとします。
(20日が土日祝日の場合、翌日を交付日とします。)

7 活動保険について

- (1) 登録申請時に「主な実施場所」として記載のない場所での活動は、実施日の1か月から2週間前までに電話でご連絡ください。
(保険会社に事前連絡がない場合、事故があった場合に保険の対象外となります。)
- (2) 登録申請時に、活動する可能性がある場所は全て記入してください。

8 活動報告書および助成金申請書の提出方法について

- 社協窓口へ提出してください。
メールで提出する場合は、社協HP『各種申請書等』からダウンロードした書式をPDFに変換して提出してください。